

一般財団法人富山県社会保険協会 支部規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県社会保険協会定款（以下「定款」という。）
第43条の規定に基づき設置された支部の運営に関し、必要な事項を定めること
を目的とする。

(設置及び名称)

第2条 支部は年金事務所の管轄区域ごとに設置し、その名称は次のとおりとする。

一般財団法人富山県社会保険協会	富山支部
同	高岡支部
同	魚津支部
同	砺波支部

(事務所)

第3条 支部の事務所は、これを各年金事務所の管内に置くものとする。

(会 員)

第4条 支部の会員は、定款第41条に定める賛助会員で、各支部管轄区域内の健康保険及び厚生年金保険の適用を受ける事業主とする。

(支部の経費)

第5条 支部の事業に必要な経費は、本部で支弁する。

(役 員)

第6条 支部に次の役員を置く。

支 部 長	1名
副 支 部 長	1名
事業運営委員	若干名

- 2 支部長及び副支部長は、この法人の理事の中からそれぞれ互選する。
- 3 支部長は支部を統括し、支部を代表する。
- 4 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

(事業運営委員会)

第7条 支部業務を行うときは、事業運営委員会を組織する。

- 2 事業運営委員は、この法人の評議員及び理事をもってあてる。
- 3 支部長は、必要ある場合には前項以外のものを選任することができる。

(顧問)

第8条 支部に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の顧問とし、支部事業運営に必要な指導助言を行うことができる。

3 顧問は、事業運営委員会に出席し、意見をのべることができる。

(職員)

第9条 支部の事務を処理するため、職員を置くことができる。

2 職員は、この法人の会長が任免する。

(その他)

第10条 支部業務の執行、その他必要な事項については、支部長が事業運営委員会の決議を経てその都度定める。

(附 則)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。